公益社団法人自動車技術会 学生フォーミュラ会議組織規則

(目 的)

- 第1条 この規則は、公益社団法人自動車技術会(以下、「本会」という。)組織運営規則第13条第2項の規 定に基づき、学生フォーミュラ会議組織の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 (学生フォーミュラ会議組織)
- 第2条 学生フォーミュラ会議組織は、ものづくりによる実践的な学生教育への寄与を理念とし、学生への社会教育活動及び技術者育成活動、並びに一般参加者に対する自動車技術等に関する啓発活動を行うため、学生フォーミュラ日本大会(以下、「大会」という。)及び付随する事業の企画・運営を行う。
- 第3条 学生フォーミュラ会議組織は学生フォーミュラ会議と、その下部機構として次の委員会を置く。また、必要に応じ各委員会のもとに小委員会又はワーキンググループ(以下、「WG」という。)を置くことができる。
 - (1) 学生フォーミュラ日本大会実行委員会
 - (2) ルール委員会
 - (3) スポンサーシップ委員会
 - (4) 大会戦略企画委員会
- 2 前条の目的達成のため前項の各委員会、小委員会又はWG以外のものが設けられる場合は、この学生フォーミュラ会議のもとに設けるものとする。
- 第4条 学生フォーミュラ会議組織は、次の事業を行う。
 - (1) 学生フォーミュラ日本大会
 - (2) 大会に付随する事業
 - (3) その他全日本学生フォーミュラ会議組織の目的達成のために必要な事項 (学生フォーミュラ会議)
- 第5条 学生フォーミュラ会議は、次の事項を審議する。
 - (1) 学生フォーミュラ会議組織の事業の方針
 - (2) 委員会の新設・廃止・改編
 - (3) 事業計画及び予算案の策定
 - (4) 大会組織の策定
 - (5) 大会会場の選定
 - (6) 参加費の策定
 - (7) 一般参加者を対象とした付随事業
 - (8) 委員会等の活動の推進、委員会等の間の調整及び緊急事項の処理
 - (9) 関係省庁、関係機関及び自動車技術会の他の組織との連絡調整
 - (10) 学生フォーミュラ会議組織処理基準の制定及び改正
 - (11) その他学生フォーミュラ会議組織の目的達成のために必要な事項
- 第6条 学生フォーミュラ会議議長は、総務担当理事又は会長が推薦した役員で、理事会の承認を得て会長が 委嘱する。
- 2 学生フォーミュラ会議の委員は、正会員の中から議長が推薦した者とし、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 議長及び委員の任期は、本会役員の改選の年の通常総会の終了時から翌々年の通常総会の終了時までの 2 年とする。ただし、補充又は増員のため就任した者の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とし、ま

た任期満了後であっても後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

- 4 議長が欠けたとき又は議長に事故あるときは、会長が指名した委員がその職務を代行する。
- 第7条 学生フォーミュラ会議は、議長が招集する。学生フォーミュラ会議は、委任状を含め委員の二分の一以上の出席がなければ成立しない。
- 2 議長は、学生フォーミュラ会議を代表し、議事を統括し、決定事項は理事会又は担当理事会に提案・報告しなければならない。

(学生フォーミュラ日本大会実行委員会)

- 第8条 学生フォーミュラ日本大会実行委員会は、次の事項を行う。
 - (1) 大会運営
 - (2) 学生フォーミュラ日本大会における審査方法の策定
 - (3) 学生フォーミュラを題材とした講習会等の企画・実施
 - (4) 学生フォーミュラ日本大会の広報活動
- 第9条 学生フォーミュラ日本大会実行委員会の委員長は、正会員の中から、学生フォーミュラ会議議長が委嘱する。
- 2 委員は、委員長の推薦により、学生フォーミュラ会議の承認を得て、全日本学生フォーミュラ会議議長が 委嘱する。
- 3 幹事又は副委員長を置く場合には、委員長が委員の中から指名する。
- 4 委員長及び委員の任期は、1年とする。ただし、補充又は増員のため就任した者の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とし、また任期満了後であっても後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。
- 5 委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、学生フォーミュラ会議議長が指名した委員がその職務 を代行する。
- 第10条 学生フォーミュラ日本大会実行委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、学生フォーミュラ日本大会実行委員会を代表し、議事を統括し、決定事項は学生フォーミュラ会議又は学生フォーミュラ会議議長に提案・報告しなければならない。

(ルール委員会)

- 第11条 ルール委員会は、次の事項を審議する。
 - (1) 学生フォーミュラ日本大会における競技ルールの策定
 - (2) 前号の競技ルールの解釈
- 第12条 ルール委員会の委員長は、正会員の中から、学生フォーミュラ会議議長が委嘱する。
- 2 委員は、委員長の推薦により、学生フォーミュラ会議の承認を得て、学生フォーミュラ会議議長が委嘱する。
- 3 幹事又は副委員長を置く場合には、委員長が委員の中から指名する。
- 4 委員長及び委員の任期は、2年とする。ただし、補充又は増員のため就任した者の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とし、また任期満了後であっても後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。
- 5 委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、学生フォーミュラ会議議長が指名した委員がその職務 を代行する。
- 第13条 ルール委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、ルール委員会を代表し、議事を統括し、決定事項は学生フォーミュラ会議又は学生フォーミュラ会議議長に提案・報告しなければならない。

(スポンサーシップ委員会)

- 第14条 スポンサーシップ委員会は、次の事項を審議する。
 - (1) 学生フォーミュラ日本大会の各種スポンサー制度の策定
 - (2) 各種スポンサー募集方法の策定
- 第15条スポンサーシップ委員会の委員長は、正会員の中から、学生フォーミュラ会議議長が委嘱する。
- 2 委員は、委員長の推薦により、学生フォーミュラ会議の承認を得て、学生フォーミュラ会議議長が委嘱する。
- 3 幹事を置く場合には、委員長が委員の中から指名する。
- 4 委員長及び委員の任期は、2年とする。ただし、補充又は増員のため就任した者の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とし、また任期満了後であっても後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。
- 5 委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、学生フォーミュラ会議議長が指名した委員がその職務 を代行する。
- 第16条 スポンサーシップ委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、スポンサーシップ委員会を代表し、議事を統括し、決定事項は学生フォーミュラ会議又は学生フォーミュラ会議議長に提案・報告しなければならない。

(大会戦略企画委員会)

- 第17条 大会戦略企画委員会は、次の事項を審議する。
 - (1) 学生フォーミュラ日本大会における新たな事業戦略(ルール検討、育成戦略、リソーセス戦略、広報戦略等)の立案。
 - (2) 次年度大会への改良検討、大会運営方針の策定
- 第18条 大会戦略企画委員会の委員長は、正会員の中から、学生フォーミュラ会議議長が委嘱する。
- 2 委員は、委員長の推薦により、学生フォーミュラ会議の承認を得て、学生フォーミュラ会議議長が委嘱する。
- 3 幹事又は副委員長を置く場合には、委員長が委員の中から指名する。
- 4 委員長及び委員の任期は、2年とする。ただし、補充又は増員のため就任した者の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とし、また任期満了後であっても後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。
- 5 委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、学生フォーミュラ会議議長が指名した委員がその職務 を代行する。
- 第19条 大会戦略企画委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、大会戦略企画委員会を代表し、議事を統括し、決定事項は学生フォーミュラ会議又は学生フォーミュラ会議議長に提案・報告しなければならない。

(処理基準)

第20条 その他本組織の運営に関し必要な細則については、学生フォーミュラ会議において学生フォーミュラ会議組織処理基準を定め、これによるものとする。

(改廃)

第21条 この規則の改廃は、学生フォーミュラ会議の審議を経て、理事会の議決によらなければならない。

附則

- 1 この規則は、2009年5月1日から施行する。
- 2 公益社団法人への移行登記により、名称変更を行う。(2011年4月1日登記)
- 3 第 1 条~ 第 16 条の変更、第 17 条~ 19 条の追加よる改定は、2020 年 2 月 1 日から施行する。